



株式会社カプコンとの間の訴訟に関するお知らせ

株式会社コーエーテックモゲームス（本社：神奈川県横浜市、代表取締役社長：鯉沼久史／以下「当社」）は、株式会社カプコン（以下「カプコン」）より控訴の提起がなされておりましたところ、附帯控訴を提起いたしましたのでお知らせいたします。

2017年12月14日付「特許侵害訴訟の一部勝訴判決に関するお知らせ」の通り、カプコンが当社に対して大阪地方裁判所に提起した特許侵害訴訟について第一審判決が言い渡されておりますところ、カプコンはこれを不服とし、同年12月27日付で控訴を提起いたしました（知的財産高等裁判所 平成30年（ネ）第10006号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件）。

対応について慎重に検討した結果、今般、当社は下記の通りに附帯控訴を提起いたしました。

1. 附帯控訴を提起した裁判所及び年月日

知的財産高等裁判所 平成30年3月30日

2. 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、附帯控訴人敗訴部分を取り消す
- (2) 附帯被控訴人の請求をいずれも棄却する
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも、附帯被控訴人の負担とする

※今般の附帯控訴は、カプコンが第一審判決のうちカプコン側の敗訴部分の取消を求めて控訴したことを受けて、当社側からカプコン側の勝訴部分の取消を求める手続となります

当社は控訴審におきましても、特許侵害の事実が認められないとの判断を求め、全力かつ適切に対応してゆく所存であります。今後、本訴に関連して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本件控訴審と並行して、特許第3350773号の有効性について当社が原告として争っていた審決取消訴訟（知的財産高等裁判所 平成29年（行ケ）第10097号 審決取消請求事件）において、3月29日付にて当社の請求を棄却する旨の判決が下りましたが、この判決についても当社は引き続き争う方針であることを合わせてお知らせいたします。

以上